

国が定める除外区域（規則（地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則）第 5 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する区域）は、表 1 のとおりです。【国基準】
また、県が定める除外区域（規則第 5 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する区域）は、表 2 のとおりです。【県基準】
市町村は、これらの区域を促進区域として設定することはできません。

1 国基準（表 1）

※山形県の箇所数は R6.7 現在（注釈があるものを除く）

分類	区域名	根拠法令	対象エネ種	概要	県内における該当状況	図	各県基準の取扱い
国基準	原生自然環境保全地域	自然環境保全法（第 14 条）	全て	・ 人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持（1,000ha 以上、島嶼は 300ha 以上） ・ （規制内容）工作物新改増築、土地の変質変更等は原則禁止（環境大臣が許可した場合等を除く） 立入制限地区：原則立入禁止（環境大臣が許可した場合等を除く）	なし	-	除外
	自然環境保全地域	自然環境保全法（第 22 条）	全て	・ 次のいずれかに該当するもののうち、自然的社会的諸条件からみて自然環境を保全することが特に必要なもの ア．高山・亜高山性植生（1,000ha 以上）、すぐれた天然林（100ha 以上） イ．特異な地形・地質・自然現象（10ha 以上） ウ．優れた自然環境を維持している湖沼・海岸・湿原・河川・海域（10ha 以上） エ．植物の自生地・野生動物の生息地のうち、ア～ウと同程度の自然環境を有している地域（10ha 以上） ・ （規制内容）特別地区：工作物新改増築、土地の変質変更等（環境大臣の許可が必要） 野生動植物保護地区：特定の野生動植物の捕獲、採取は原則禁止（環境大臣が許可した場合等を除く） 【参考】普通地区（特別地区以外の地区）：一定規模以上の工作物新改増築等（環境大臣への届出が必要）	なし	-	除外
	国立／国定公園の特別保護地区	自然公園法（第 21 条）	全て	・ 国立公園：我が国を代表するに足る傑出した自然の風景地（環境大臣が指定、国管理） ・ 国定公園：国立公園に準じる景勝地（環境大臣が指定、都道府県管理） ・ （規制内容）特別保護地区（特別地域内で特に厳重に景観の維持を図る必要のある地区）	環境大臣 又は 都道府県 知事の 許可（※） が必要	1	除外
	国立／国定公園の第 1 種特別地域	自然公園法（第 20 条）	全て	：工作物新築等、木竹伐採・損傷、土石採取、土地形状変更、たき火、動植物捕獲等 特別地域（優れた風致景観を有する陸域。第 1 種、第 2 種、第 3 種に区分） ：工作物新築等、木竹伐採、土石採取、土地形状変更、指定動植物の捕獲等			
	国立／国定公園の海域国立公園地区	自然公園法（第 22 条）	全て	海域公園地区（優れた海域景観の維持及び適正な利用を図る地域） ：工作物新築等、土石採取、海底形状変更、指定動植物の捕獲等 ※許可基準として、ここに掲げる区分の場合、学術研究など公益性が認められる場合等を除き不可			
	国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法（第 29 条） （鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）	全て	・ 鳥獣保護を図るため、必要があると認められる地域を指定 国指定（環境大臣が指定）と都道府県指定（都道府県知事が指定）の 2 種類 ・ （規制内容）特別保護指定区域（特別保護地区の区域内において生息繁殖等の保護のため特に指定） ：植物の採取、動物捕獲、たき火、車の使用、撮影・録画等（環境大臣又は知事の許可が必要） 特別保護地区（鳥獣保護区の区域内において鳥獣及びその生息地の保護を図るため特に指定） ：工作物の新築等、水面の埋立・干拓、木竹の伐採（環境大臣又は知事の許可が必要） 【参考】鳥獣保護区：狩猟禁止	特別保護地区：2カ所 大鳥朝日 （鶴岡、西川） 大山上池・下池 （鶴岡）	2	除外
	生息地等保護区 の管理地区	種の保存法（第 37 条） （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）	全て	・ 国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲や採取等の規制だけでは個体群の存続が困難であるため、その生息・生育環境を保全する必要があるもの ・ （規制内容）管理地区：建築物等の新增改築、土石採取、木竹伐採等（環境大臣の許可が必要） 【参考】監視地区：建築物等の新增改築、土石採取等（環境大臣への届出が必要）	なし	-	除外

2 県基準（表2）

分類	区域名	根拠法令	対象エネ種	（上段）概要 ／ （下段）除外区域とする理由	県内における該当状況	図	各県基準の取扱い
土地の安定性への影響	砂防指定地 （国考慮区域） （国マニュアル例示：除外）	砂防法 （第2条）	全て	・ 砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として国土交通大臣が指定した土地の区域 ・ （規制内容）竹木の伐採や土石・砂礫の採取等（都道府県条例で定め、都道府県知事の許可が必要） 治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から、一定の行為が制限された区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため	約 2000 カ所 ※地図データなし （各総合支庁で書面保存）	—	除外：26 考慮：2
	地すべり防止区域 （国考慮区域） （国マニュアル例示：除外）	地すべり等防止法 （第3条）	全て	・ 以下の[1]及び[2]の区域を包括する区域であって、公共の利害に密接な関連を有するもの（関係都道府県知事の意見をきいて、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定） [1]地すべり区域：地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域 [2]地すべり区域に隣接する区域：地すべりを助長・誘発している地域又はそのおそれがきわめて大きい地域 ・ （規制内容）地下水を誘致又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良で政令で定めるもの 等（都道府県知事の許可が必要） 地すべりの発生による被害を防止又は軽減する目的で、地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為が制限された区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため	国交省所管： 99 カ所 (R5.8 現在) 農林省所管： 41 カ所 (R5.4 現在) 林野庁所管： 86 カ所 (R6.3 現在)	3	除外：26 考慮：2
	急傾斜地崩壊危険区域 （国考慮区域） （国マニュアル例示：除外）	急傾斜地法 （第3条） （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）	全て	・ 以下の[1]及び[2]の区域を包括する区域（関係市町村長の意見をきいて、都道府県知事が指定） [1]崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの [2][1]に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域 ・ （規制内容）水の浸透を助長する行為、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良で政令で定めるもの、木竹の伐採 等（都道府県知事の許可が必要） 急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護する目的で、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある一定の行為が制限された区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため	327 カ所（R6.3 現在）	3	除外：26 考慮：2
	土砂災害特別警戒区域 （国マニュアル例示：除外）	土砂災害防止法 （第9条） （土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）	全て	・ 土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域（都道府県知事が指定） ・ （規制内容）住宅地分譲や要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校及び医療施設等）の建築のための開発行為（都道府県知事の許可が必要）、建築物の構造の規制（建築主事の確認が必要）等 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあることから、特定の開発行為に関し許可等が必要な区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため	3,536 カ所 （R6.9 現在）	3	除外：24 考慮：4

分類	区域名	根拠法令	対象エネ種	(上段) 概要 / (下段) 除外区域とする理由	県内における該当状況	図	各県基準の取扱い
土地の安定性への影響	保安林 (国考慮区域) (国マニュアル例示：除外)	森林法 (第 25 条)	全て	・水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林 ・(規制内容) 立木の伐採、土地の形質の変更(都道府県知事の許可が必要) 伐採跡地へは指定施業要件に従って植栽が必要	412,987ha (R6.2 現在)	4	除外：27 考慮：1
				水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されているため			
	河川区域 (国マニュアル例示：考慮)	河川法 (第 6 条)	全て	・河川を管理するために必要な区域で、基本的には堤防と堤防で挟まれた間の区間(河川管理者が指定) ・(規制内容) 工作物新築等、土地の掘削、木竹の伐採等(河川管理者の許可が必要) 1 級河川(直轄区間)：国土交通大臣 1 級河川(指定区間)及び 2 級河川：都道府県知事 準用河川：市町村長	1 級河川 3 水系、 2 級河川 17 水系ほか	5	除外：20 考慮：1
				治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から、一定の行為が制限された区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため			
	河川保全区域	河川法 (第 54 条)	全て	・堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止するための施設や河川を守るため、一定の制限を設けている区域 ・(規制内容) 工作物新築等、土地の掘削、盛土その他土地形状変更等(河川管理者の許可が必要)	1 カ所 (山形市)	(略)	除外：5 考慮：11
				(河川区域と同じ)			
	河川予定地	河川法 (第 56 条)	全て	・河川工事の施行により新たに河川区域内の土地となるべき土地として、一定の制限を設けている区域 ・(規制内容) 工作物新築等、土地の掘削、盛土その他土地形状変更等(河川管理者の許可が必要)	1 カ所 (米沢市)	(略)	除外：6 考慮：2
				(河川区域と同じ)			
	海岸保全区域	海岸法 (第 3 条)	全て	・海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の設置その他管理を行う必要があると認められるときに、都道府県知事が指定する、防護すべき海岸に係る一定の区域 ・(規制内容) 土石の採取、施設の新設等、土地の掘削・盛土・切土等(海岸管理者の許可が必要)	3 海岸 16 地区(国交省)ほか	6	除外：10 考慮：4
				海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するために必要な区域であるため			
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	県指定鳥獣保護区の特別保護地区 (国マニュアル例示：除外)	鳥獣保護管理法 (第 29 条)	全て	・鳥獣保護を図るため、必要があると認められる地域を指定 再 掲 国指定(環境大臣が指定)と都道府県指定(都道府県知事が指定)の 2 種類 ・(規制内容) 特別保護指定区域(特別保護地区の区域内において生息繁殖等の保護のため特に指定) ：植物の採取、動物捕獲、たき火、車の使用、撮影・録画等(環境大臣又は知事の許可が必要) 特別保護地区(鳥獣保護区の区域内において鳥獣及びその生息地の保護を図るため特に指定) ：工作物の新築等、水面の埋立・干拓、木竹の伐採(環境大臣又は知事の許可が必要)	県指定鳥獣保護区 特別保護地区：11 カ所 (全体で 54 カ所)	2	除外：28 考慮：1
				【参考】鳥獣保護区：狩猟禁止			
				鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認められる区域として、工作物の設置等が制限された区域であるため			

分類	区域名	根拠法令	対象エネ種	(上段) 概要 / (下段) 除外区域とする理由	県内における該当状況	図	各県基準の取扱い
地域を特徴づける生態系への影響	都道府県 自然環境保全地域 (国マニュアル例示：除外)	山形県自然環境 保全条例 (第7条)	全て	・自然環境保全地域に準ずる自然環境を維持している地域（ただし、海域を除く） ・（規制内容）特別地区：工作物新改増築、土地の変質変更等（知事の許可が必要） 野生動植物保護地区：特定の野生動植物の捕獲、採取は原則禁止（知事が許可した場合等を除く） 普通地区（特別地区以外の地区）：一定規模以上の工作物新改増築等（知事への届出が必要） 里山環境保全地域【山形県独自】市街地若しくは集落地又はこれらの周辺の地域にある樹林地、草原、海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその区域における自然環境が生物の多様性の確保に とって良好な状態を維持しているもの 等（規制内容は普通地区と同じ）	9カ所 【自然環境保全区域：5カ所】 今神山（戸沢） ヌルマタ沢・野川 （長井・朝日） 気比神社社叢（鶴岡） 大沢川源流部（真室川） 沼ノ口湿原（飯豊） 【里山環境保全区域：4カ所】 胴腹滝（遊佐） 下小松（川西） 河島山（村山） 沼の台（大蔵）	1	特別地区 除外：27 考慮：0 特別地区以外 除外：18 考慮：2
	ラムサール条約湿地 (国マニュアル例示：除外)	ラムサール条約	全て	・日本は、次の条件を満たしている湿地を登録 ①国際的に重要な湿地であること（国際的な基準（特定の生物地理区内で代表的、希少、または固有の湿地タイプを含む湿地等9基準あり）のうちいずれかに該当すること） ②国の法律（自然公園法、鳥獣保護管理法など）により、将来にわたって自然環境の保全が図られること ③地元住民などから登録への賛意が得られること	1カ所 大山上池・下池（鶴岡） ※鳥獣保護法の特 別保護地区	(2)	除外：12 考慮：1
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立／国定公園の 第2～3種特別地域 (国考慮区域) (国マニュアル例示：除外)	自然公園法 (第20条)	全て	・国立公園：我が国を代表するに足りる傑出した自然の風景地（環境大臣が指定、国管理） ・国定公園：国立公園に準じる景勝地（環境大臣が指定、都道府県管理） ・（規制内容）特別地域（優れた風致景観を有する陸域。第1種、第2種、第3種に区分） ：工作物新築等、木竹伐採、土石採取、土地形状変更、指定動植物の捕獲等 - 海域公園地区（優れた海域景観の維持及び適正な利用を図る地域） ：工作物新築等、土石採取、海底形状変更、指定動植物の捕獲等 環境大臣又は 都道府県知事 の許可が必要	国立公園：1カ所 磐梯朝日国立公園 国定公園：3カ所 蔵王国定公園 栗駒国定公園 鳥海国定公園	1	除外：24 考慮：3
	県立自然公園の 特別地域（第1～3種） (国マニュアル例示：除外)	山形県立自然公 園条例 (第11条)	全て	・県立自然公園：当該都道府県を代表する自然の風景地（都道府県が条例により指定、都道府県管理） ・（規制内容）特別地域（優れた風致景観を有する陸域。第1種、第2種、第3種に区分） ：工作物新築等、木竹伐採、土石採取、土地形状変更、指定動植物の捕獲等（知事の許可が必要）	6カ所 庄内海浜（鶴岡、酒田） 御所山（東根、尾花沢、最上） 県南（南陽、高島） 加無山（真室川、金山） 天童高原（天童） 最上川（戸沢、酒田、庄内）	1	除外：28 考慮：0

分類	区域名	根拠法令	対象エネ種	(上段) 概要 / (下段) 除外区域とする理由	県内における該当状況	図	各県基準の取扱い
主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望 景観への 影響	風致地区 (国マニュアル例示：除外)	都市計画法 (第8条)	全て	・良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域（地方公共団体の条例により規制することができる。面積が10ha以上かつ二以上の市町村の区域にわたる地区については都道府県が指定、それ以外の地区については市町村が指定） ・（規制内容）建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等（首長の許可が必要）※条例で定める	2カ所 千歳山、馬見ヶ崎 (山形市) ※県条例はH27廃止	(略)	除外：17 考慮：7
	(国指定) 国宝・重要文化財（建造物） 史跡名勝天然記念物 特別史跡名勝天然記念物 (国マニュアル例示：考慮)	文化財保護法 (第27条、第109条)	全て	・重要文化財：有形文化財のうち重要なもの（文部科学大臣が指定） ・国宝：重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもの（文部科学大臣が指定） ・史跡名勝天然記念物：記念物（遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの、動植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの）のうち重要なもの（文部科学大臣が指定） ・特別史跡名勝天然記念物：史跡、名勝又は天然記念物のうち特に重要なもの（文部科学大臣が指定） ・（規制内容）現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（文化庁長官の許可が必要）	建造物 国宝1 重要文化財29 史跡30カ所 名勝8カ所 名勝史跡1カ所 天然記念物16カ所	7	除外：15 考慮：11
	(県指定) 有形文化財（建造物） 史跡名勝天然記念物	山形県文化財保護条例 (第4条、第31条)	全て	・県指定有形文化財：有形文化財のうち県にとって重要なもの（知事が指定） ・県指定史跡名勝天然記念物：記念物のうち重要なもの（知事が指定） ・（規制内容）現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（知事の許可が必要）	建造物47 史跡31カ所 名勝2カ所 天然記念物67カ所		
	(市町村指定) 有形文化財（建造物） 史跡名勝天然記念物	各市町村条例	全て	・市町村指定有形文化財：有形文化財のうち重要なもの（市町村長が指定）※条例内容による ・市町村指定史跡名勝天然記念物：記念物のうち重要なもの（市町村長が指定）※条例内容による ・（規制内容）現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（市町村長の許可が必要）※条例内容による	建造物135 史跡168カ所 名勝5カ所 天然記念物212カ所 (R6.5現在)	-	
その他県 が必要と 判断する もの	農用地区域内の農地 (国マニュアル例示：考慮)	農業振興地域の整備に関する法律 (第8条) 農地法 (第4条・第5条)	全て	・市町村長が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内的の農地 ・農地転用：原則不許可	120,631ha (R4.12現在)	8	除外：17 考慮：5
	甲種農地 (国マニュアル例示：考慮)	農地法 (第4条・第5条)	全て	・都市計画法に基づく市街化調整区域内的の農地であって、農業公共投資後8年を経過していない農地又はおおむね10ha以上の規模の一団の農地のうち高性能な農業用機械による営農が適すると認められる農地 ・農地転用：原則不許可	=		除外：15 考慮：7
	第1種農地 (国マニュアル例示：考慮)	農地法 (第4条・第5条)	全て	・おおむね10ha以上の規模の一団の農地、農業公共投資対象農地又は生産力の高い農地 ・農地転用：原則不許可	=		除外：14 考慮：8

分類	区域名	根拠法令	対象エネ種	(上段) 概要 / (下段) 除外区域とする理由	県内における該当状況	図	各県基準の取扱い
その他県が必要と判断するもの	地域森林計画対象森林 (民有林)	森林法 (第5条)	太陽光のみ	・ 知事が全国森林計画に即し、森林計画区に係る民有林（私有林と公有林）について、5年ごとに10年を一期としてたてる計画※で、県の森林関連施策の方向や地域的な特性に応じた森林整備、保全の目標等を明らかにするとともに、市町村がたてる市町村森林整備計画における森林施業の指針となるもの ※ 自然的、経済的、社会的諸条件を考慮した森林の整備及び保全の目標、施業の指針、土地の保全に関する事項等を明らかにするとともに、伐採、造林、林道開設、保安施設等に関する計画量を定めた計画 ・ (規制内容) 1ha（太陽光発電事業は0.5ha）を超える開発行為（土石又は樹根の採掘等）（知事の許可が必要） 地域森林計画の対象として森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる区域であり、太陽光発電は地表の大部分を被覆し、雨水の浸透や植生の発達を阻害することにより土砂災害の発生などが懸念されるため	最上村山森林計画区：132,091ha (R2.4 現在) 置賜森林計画区：114,779ha (R4.4 現在) 庄内森林計画区：69,561ha (R5.4 現在)	9	除外：5 考慮：8
	国有林の地域別の森林計画対象の森林	森林法 (第7条の2)	太陽光のみ	・ 全国森林計画に即して、森林計画区別に、その管理経営する国有林で当該森林計画区に係るものにつき、5年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降10年を一期とする森林計画で、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることのほか、都道府県の区域の自然的経済的社会的諸条件を踏まえて定められたもの ・ (規制内容) (地域森林計画対象森林（民有林）と同じ) (地域森林計画対象森林（民有林）と同じ)	最上村山森林計画区：183,724ha 置賜森林計画区：76,896ha 庄内森林計画区：92,419ha	(略)	—
	保護林	保護林設定管理要領	全て	・ 原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的としている国有林野 森林の生態系維持のため原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるなど、一定の行為が制限された区域であるため。	朝日山地：48,230ha 飯豊山周辺：11,102ha 吾妻山周辺：3,890ha ほか	(略)	除外：3 考慮：6